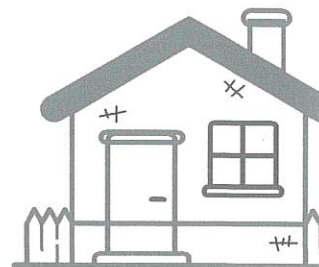


# 空き家バンク

## 制度のご案内

加賀市



「空き家バンク」は、有効活用できる空き住居に関する情報を登録し、その物件情報を市HPなどを通じて、空き家を探している方へ情報提供する制度です。登録・利用は無料。

空き家  
所有者

3者それぞれの流れ

利用  
希望者

空き家の登録(売りたい・貸したい)  
を希望する方

### ① 登録の申し込み

空き家の売買・賃貸を希望する方は所定の書類を市に提出してください

### ② 登録

物件が利活用するのに適切と判断されると正式に登録されます

※個人での申請の場合は、宅建業者による物件の調査を行いますので、立ち合いをお願いします。

### ③ 利用希望者に連絡

利用申込があった際は、市から利用希望者をご紹介しますので、利用希望者へご連絡ください

加賀  
市役所

### 連絡調整・紹介

市では、登録物件を市HP等で情報提供し、提出書類の受理や、連絡調整を行います

※物件の斡施・交渉・契約等は行うことができません

### ④ 交渉・契約

交渉・契約はご本人同士で行ってください

空き家の利用(買いたい・借りたい)  
を希望する方

### ① 情報を知れる

空き家バンクに登録されている物件は、市HP等で公開しています

### ② 利用の申し込み

買いたい・借りたい物件がありましたら、企画課地方創生推進グループにご連絡ください

利用申込等、書類を提出ください

### ③ 所有者から連絡

マッチングした場合は、市から空き家所有者へ連絡し、空き家所有者から直接連絡が来ます

### 紹介者には報奨金!

空き家バンク制度の登録物件が契約成立した場合、空き家バンクへの登録または利用を促した紹介者に報奨金制度があります

詳しくはこちら

加賀市 空き家バンク

問 : 加賀市企画課 地方創生推進グループ

Tel : 0761-72-7840

Fax : 0761-72-1910

Mail : iinkoutaisaku@city.kaga.lg.jp

